

太田川駅周辺地区
まちづくりニュース
1997. 3

おおたかわ

Vol.
18



心ゆたかな快適都市をめざして

平成9年3月

東海市都市開発部
中心街整備事務所

行われる!!

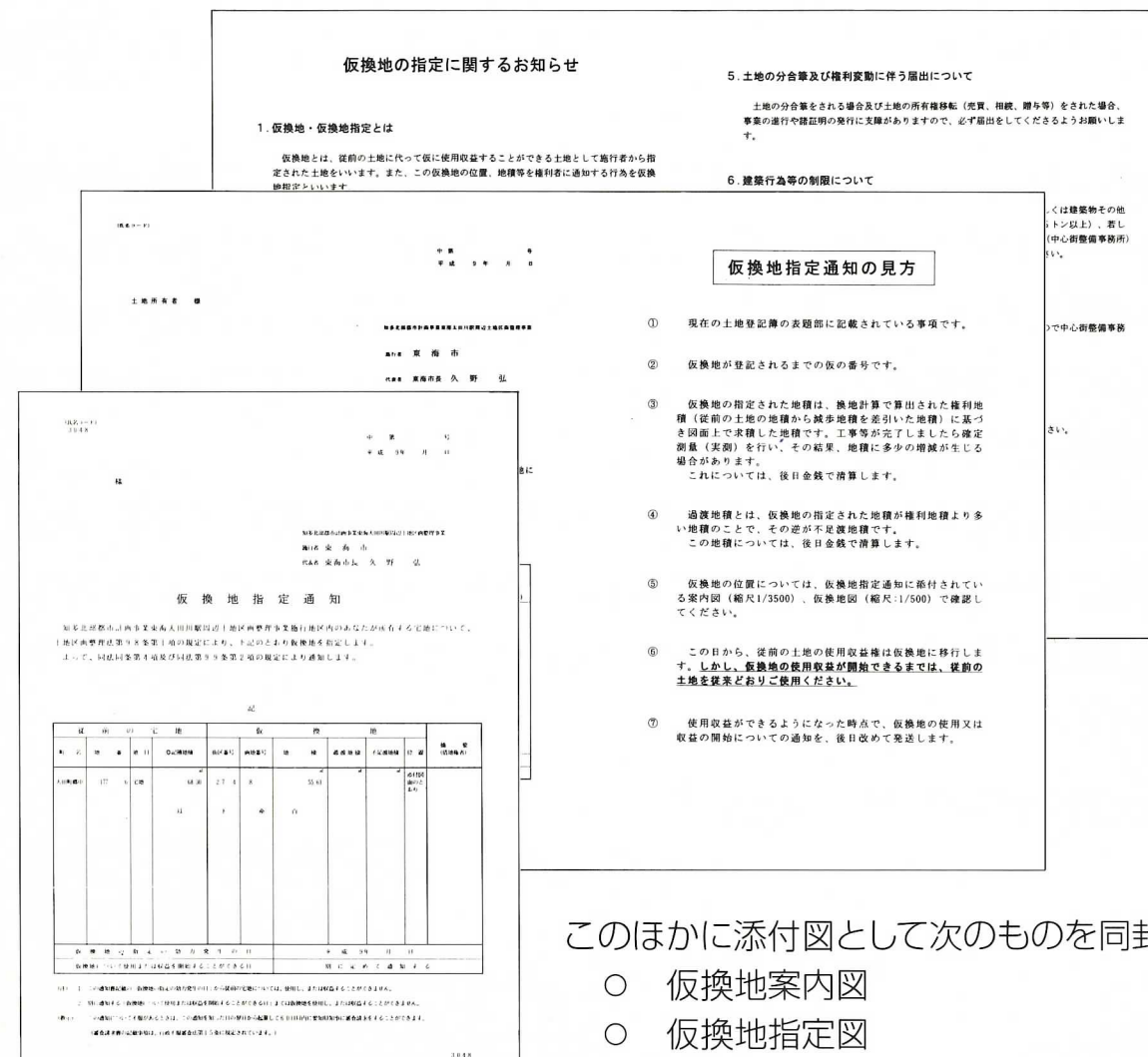
●仮換地指定に伴い、次のような文書を2月24日付けでお送りしました

その後、皆様から出されたご意見、ご要望のうち、仮換地案の修正が必要と認められるものについては、全体との公平性に配慮しながら修正を行ってまいりました。

市はこの答申を受け、2月24日付けで仮換地指定を行う運びとなりました。

この仮換地指定によって、いよいよ各種公共工事に着手できることになりました。

■ 土地区画整理審議会の会議風景



このほかに添付図として次のものを同封しています。

- 仮換地案内図
- 仮換地指定図

●上の文書は次の方々に
通知しています

- 土地所有者
- 所有権以外の権利を有する方で、登記あるいは申告された権利者

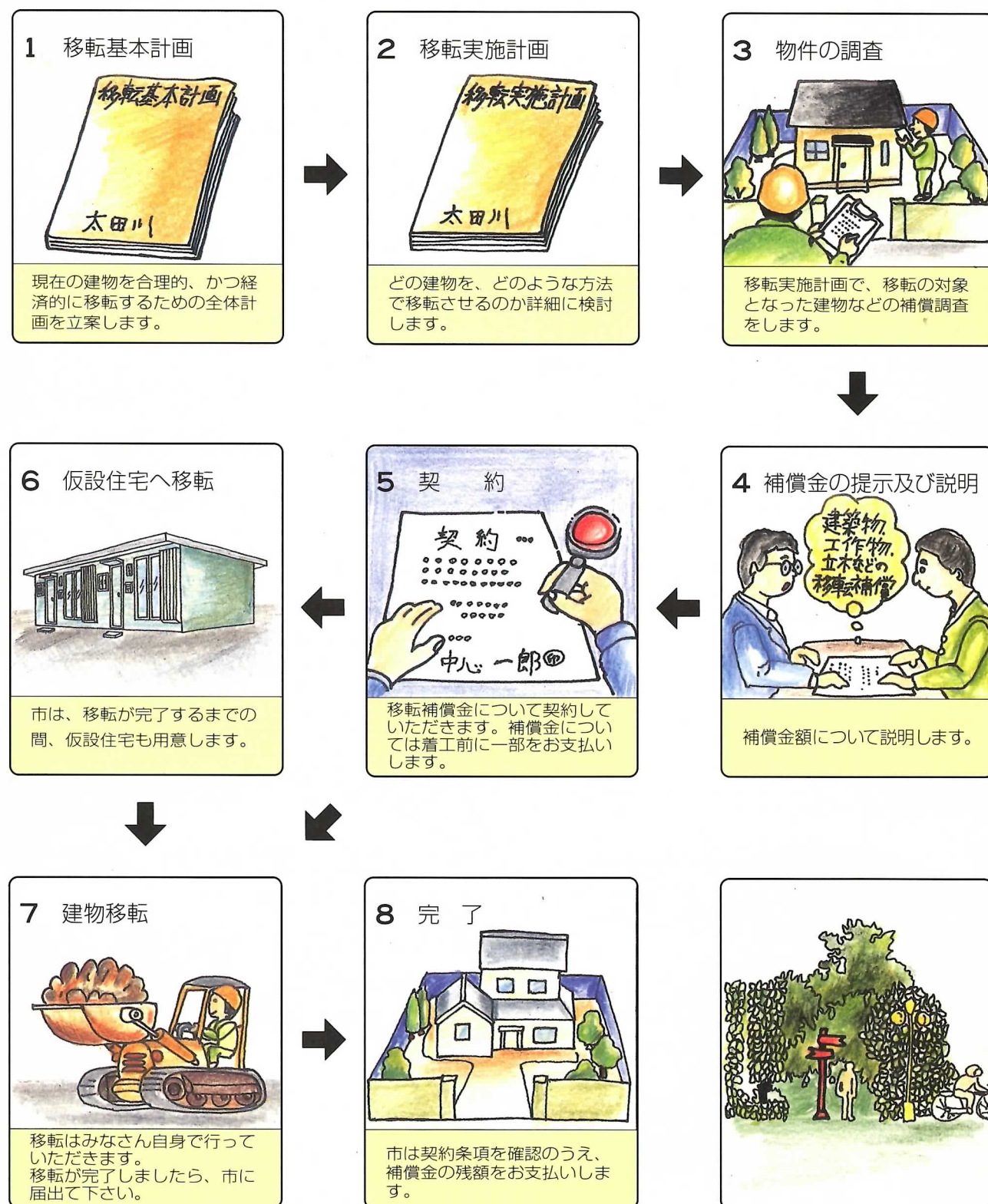
仮換地指定通知がお手元に届いていない方、
又は内容に不明な点がある方は、東海市都市
開発部中心街整備事務所までご連絡下さい。
TEL 0562-33-7761



区画整理問答集3 「建物移転はどうやって進めるの？」

問. 建物移転はどうやって進めるの？

答. 一般的には次のような流れに沿って移転は行われます。



施行者からのお知らせ

●権利の申告・届出について

申 告

土地区画整理事業は、事業実施後も原則として従前の権利関係をそのまま継続させる事業です。

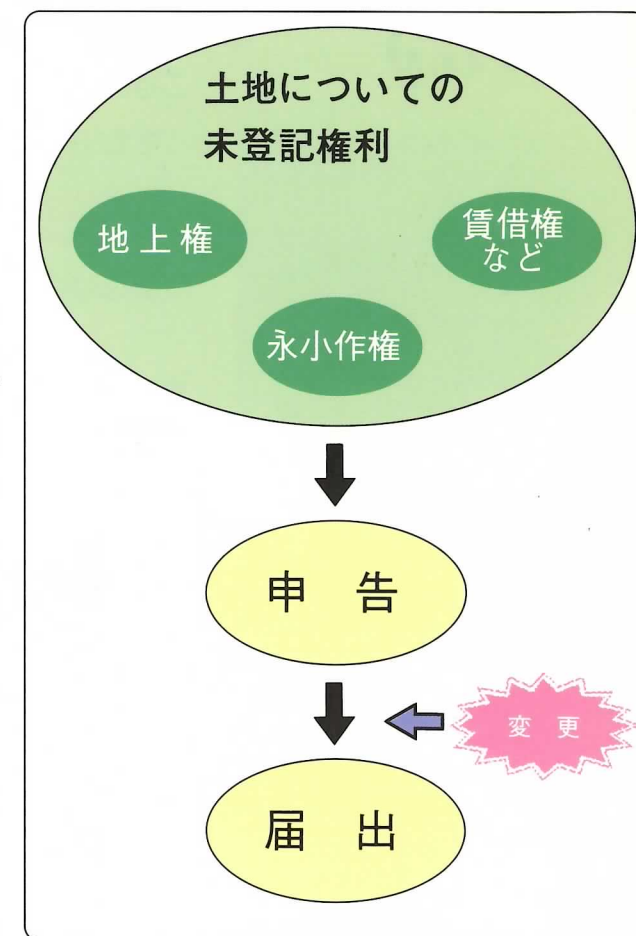
従って、地上権などもその目的となる土地に対する換地が定められれば、その換地上に権利が存続します。

しかし、宅地についての所有権以外の権利で、登記のないものについては、施行者がそれを知ることができないために、これらの権利を有する方に対し適切な配慮が行えない恐れがあります。従って、これらの未登記の権利は施行者に申告しなければならないこととされています。

また、建物所有を目的とする未登記の借地権（地上権及び賃借権）を有する方は、申告することにより、審議会委員の選挙権、被選挙権を得ることになります。

届 出

申告された登記のない権利の移転、変更、消滅があった場合には、速やかに施行者に届け出て下さい。



●その他の届出について

住 所 変 更

土地の分筆・合筆

所 有 権 移 転

変更がある場合には、事前に届け出て下さい

仮換地指定後に土地の売買（所有権移転）や、分筆・合筆などされる場合は、換地計算や清算金の問題が伴いますので、事前に施行者にお知らせ下さい。

先進地視察について

●先進地視察を実施

昨年11月15日（金）に小牧市の小牧駅周辺整備事業について視察を行いました。参加者は市場・県道・高横須賀町地区にお住まいの方及び不在地主の方を中心に33名でした。



●先進地視察を終えて

小牧駅周辺整備事業について、小牧市役所担当職員の方より概要説明を受けた後、活発な質疑応答がなされ、その後現地を視察してきました。

小牧駅周辺では、土地区画整理事業、鉄道連続立体交差事業、駅地下駐車場、新交通システム桃花台線、市街地再開発事業などのいろいろな事業を行っており、官民一体となって意欲的に整備が進められていました。

今後、太田川駅周辺地区においても参考となる点が数多く、大変有意義な先進地視察でした。

平成6年度から3年間にわたって実施してきました、この「土地所有者及び住民対象先進地視察」は、今回をもちまして終了となります。ご参加ありがとうございました。

実績 平成6年度 春日井市（勝川駅前土地区画整理事業）

平成7年度 豊田市（豊田市駅周辺整備事業）

平成8年度 小牧市（小牧駅周辺整備事業）

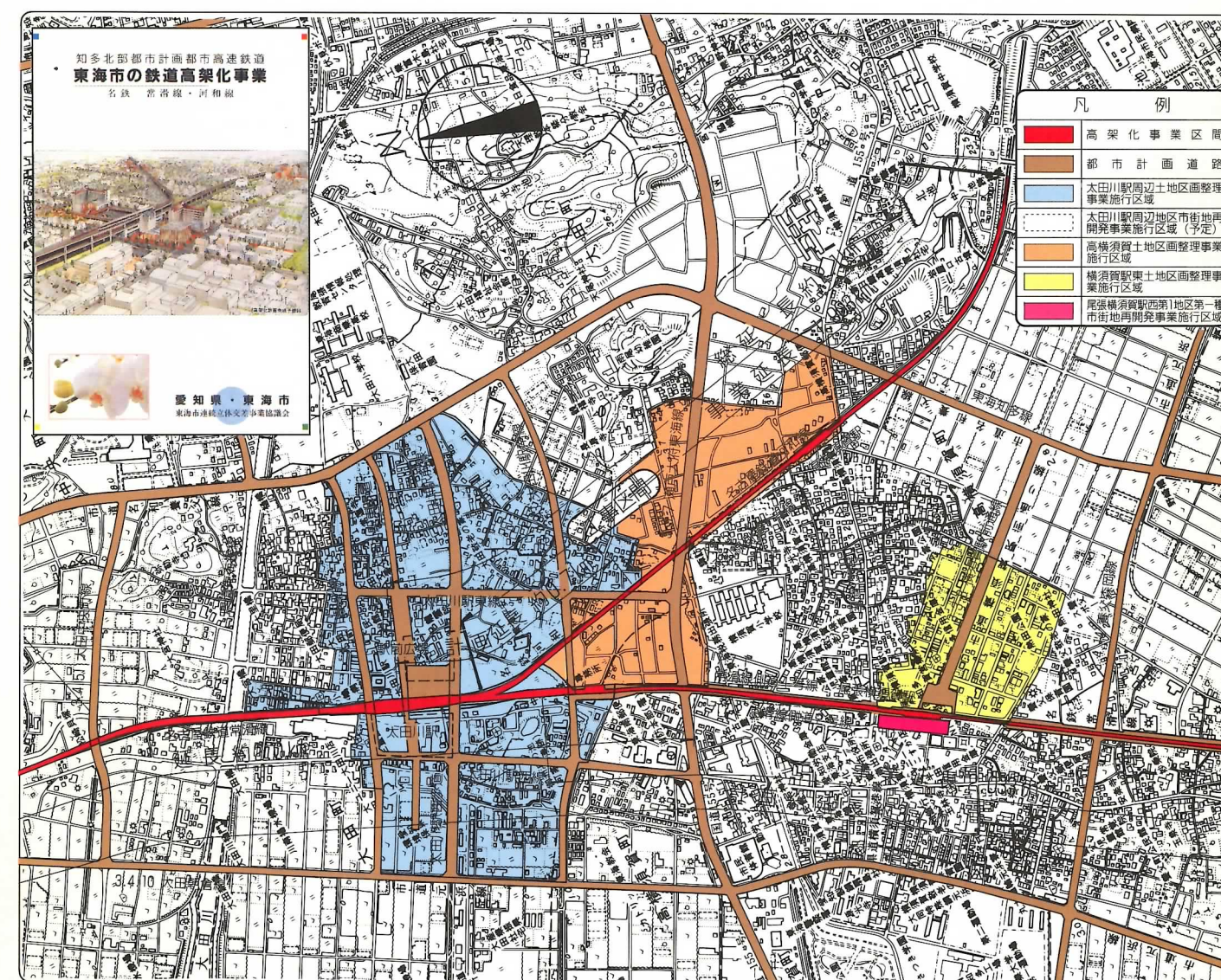
名鉄河和線の鉄道高架事業始まる！

●工事にご協力下さい

愛知県が進めている名鉄河和線鉄道高架事業は、関係各位のご協力により、このたび仮線工事に着手の運びとなりました。

工事期間中は、地域の皆様、とりわけ沿線の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

工事区間は、大田町汐田地内から中ノ池一丁目地内の約1.9 kmで、平成8～9年度に仮線工事、9～11年度に本線工事、そして12年度、仮線撤去後に都市計画道路瀬戸大府東海線から国道155号の間、鉄道の西側に幅員6mの側道を整備して事業完了の予定です。



詳しくは、東海市都市開発部中心街整備事務所（TEL0562-33-7761）へ。

■土地の立ち入りについてのお願い

現在、市では仮換地指定に伴い建物移転基本計画の作成や測量業務を進めています。

この業務のため皆様の所有地に市職員又は委託業者が立ち入ることがありますが、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

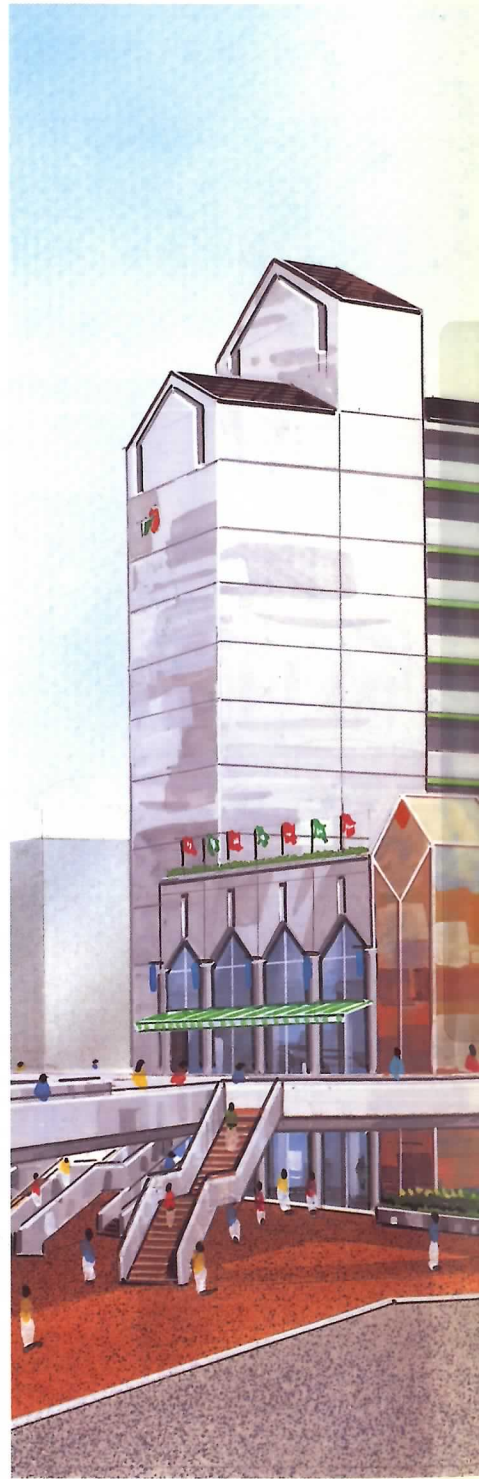
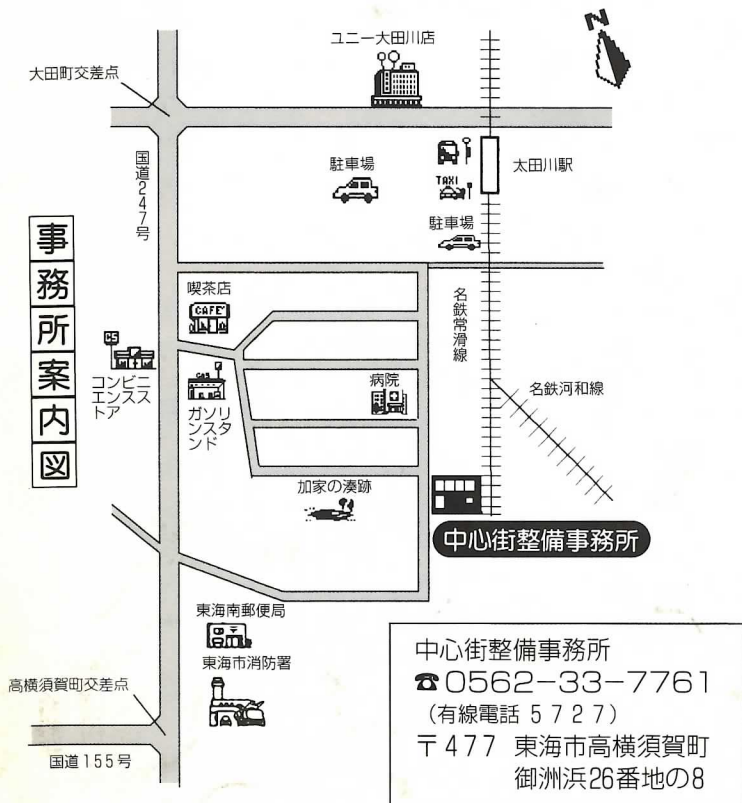
■建築行為などされる方は、事前にご相談ください。

まちづくりを進めるためには、皆様のご理解とご協力が必要です。

建築や工事が無計画・無統制に行われますと、まちづくりの障害となるばかりでなく、計画的なまちづくりをすることができません。

施行地区内で、事業計画決定の公告の日（平成４年９月２４日）から換地処分の公告の日までの間に、建築行為などをしようとするときは、東海市長の許可が必要です。

施行地区内(64.3ha)で建築行為などをしようとする方は、事前に中心街整備事務所までご連絡ください。



このニュースは、皆さんと市が一体となってまちづくりをするための資料です。大切に保存して下さい。